



休暇取得の促進に取り組む意義



急速に進む少子高齢化といった経済社会の構造変化や国際競争の激化、また、長引く経済の低迷は、これまでの右肩上がりの経済や市場の成長を前提にしてきた企業経営を大きく変化させており、より高度な経営が求められる時代になっています。

経営を支える従業員の効率的、創造的な働き方を実現するためには、今まで以上に休暇の果たすべき役割が重要になります。新しい技術への対応や独創的な発想などはストレスの解消やリフレッシュがきちんとでき、生きがいのもてる生活、働きがいのある職場から生まれてくるものだからです。

また、休暇の促進は企業経営にとって様々な効果をもたらすものです。休暇を取得するには、その従業員が行っていた業務を代替りの従業員が引き継ぐことになりませんが、これは、

- ① 業務を円滑に引き継ぐためには、業務の内容、進め方などに関する棚卸しを行う必要がありますが、その過程で業務の非効率な部分をチェックすることができます
- ② 代替業務をこなすために従業員の多能化促進の機会となります
- ③ 交替要員が代替業務をこなすことができるかどうかの能力測定の機会になります
- ④ 交替要員への権限委譲の契機となり、従業員の育成につながります
- ⑤ 休暇の有効活用により、休暇取得者のキャリアアップを図ることができます

といった効果を生み出し、従業員の休暇の取得を経営改善の一環としての業務効率化に結びつけることが可能になるのです。

このように、休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、企業経営に好影響をもたらすものなのです。

しかしながら、現在の年次有給休暇の平均取得率は約50%にとどまり、必ずしも十分には年次有給休暇制度の目的が実現されていません。

そのため、職場において業務との兼ね合いをつけながら気がねなく年次有給休暇を取得できるようにするための制度として、労働基準法では年次有給休暇の計画的付与制度が設けられています（労働基準法第39条第5項）。

この年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分について、労使協定により年次有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、労使協定に定める時季に年次有給休暇を与えることができるというものです。

多くの事業主のみなさまが、年次有給休暇の取得促進に取り組まれ、年次有給休暇の計画的付与制度を効果的にご活用いただくことを期待しております。

年次有給休暇とは

1 付与日数

年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を付与しなければなりません。その後は、継続勤務年数1年ごとに一定日数を加算した日数となりますが、一般の労働者の場合は次のとおりとなります。

| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数 | 10 | 11 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 |

(1) 週所定労働時間が30時間未満の労働者

なお、週所定労働時間が30時間未満のいわゆるパートタイム労働者の場合には、その勤務日数に応じて比例付与され、それぞれの所定労働日数により次のとおりとなります。

① 週所定労働日数が4日または1年間の所定日数が169日から216日

| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数 | 7 | 8 | 9 | 10 | 12 | 13 | 15 |

② 週所定労働日数が3日または1年間の所定日数が121日から168日

| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数 | 5 | 6 | 6 | 8 | 9 | 10 | 11 |

③ 週所定労働日数が2日または1年間の所定日数が73日から120日

| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数 | 3 | 4 | 4 | 5 | 6 | 6 | 7 |

④ 週所定労働日数が1日または1年間の所定日数が48日から72日

| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |

(2) 労働基準法第72条の特例の適用を受ける未成年者〈(1)に該当する者は除く。〉

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者で、労働基準法第70条に基づいて発する命令の適用を受ける未成年者（雇入れ日が平成6年4月1日以降であるものに限る。）の年次有給休暇については、次のとおりとなります。

| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数 | 12 | 13 | 14 | 16 | 18 | 20 |